

次期実行5か年計画策定に向けての意見書の検討について

次期実行5か年計画策定に向けての意見書の検討については、施策調査専門委員会委員だけでなく、幅広く議論・検討するため、他の県民会議委員も加えた「拡大専門委員会」の形で開催した。

第11回（平成22年1月22日）

出席者：施策調査専門委員会委員 4名／他の県民会議委員 6名

(1) 次期実行5か年計画検討スケジュール及び基本的考え方について……………【資料6-1】

・前回県民会議では、次期計画に対する意見書の提出を21年度末に予定していたが、検討の期間・回数を増加し、提出は22年度の5月頃を予定。

(2) 次期実行5か年計画策定に向けての意見書（仮称）の検討について

- ・意見書のイメージ（構成や項目）について、事務局案に基づき、議論。
- ・構成として、総論部分（基本的考え方、全体としての方向性）と各論（森林関係、水関係、県外上流域対策関係、県民参加・調査関係）。

(主な意見)

- どの課題・対策も重要だが、現行の税制の継続を前提に、その中で事業を取捨選択するのか。それとも、その重要性に鑑み、新たな負担（増税）を求めるのか。その点を考える必要がある。
- 事業の必要性や成果、特に山梨県対策については、必ず問われる。この点も考える必要がある。
- 森林整備の人材については、かながわ森林塾で養成しても即戦力ではなく、森林組合等の雇用者側にも人材を育てる体制・体力が必要であるが、現実には脆弱であるため、雇用者側にも支援する必要がある。
- 県産の間伐材を搬出・利用する方法を考える必要がある。
- シカ管理と森林整備の一体的実施。具体的には、下層植生をモニタリングしながら、森林の間伐、シカの個体数調整、植生保護柵の設置の3つを同時に継続的に実施することが重要。
- 河川・水路の整備事業でも、「仕分け」により採択の可否を決めれば、予算の総額を抑制しながら効果的に推進することができる。
- 県外上流域対策については、直接的な森林整備対策よりも、流域材（流域単位の材）の搬出・利用の促進が必要である。
- その前提として、県産木材の生産・流通・消費の中で、現行計画では、間伐材の搬出は水源環境税を充当、流通・消費は一般財源を充当しているが、その点の整理が前提。
- 県外上流域対策の目的により、優先すべき対策を選択すべき。目的が水質であれば、対策は生活排水対策や農地等面源対策、水量が目的であれば、森林整備が優先される。
- 水質対策を優先すべき。特にアオコの問題は、山梨県側の問題が大きい。
- 県民参加としてフォーラムだけでなく、事業現場を見せる機会があった方がよい。

第12回（平成22年2月15日）

出席者：施策調査専門委員会委員 4名／他の県民会議委員 9名

次期実行5か年計画策定に向けての意見書（仮称）の検討について……………【資料6-2】

- ・前回の意見書のイメージから進めて、事務局案として、総論部分を文章化、各論部分を委員意見や点検結果報告書の意見を箇条書きにした。それに基づき、議論。

（主な意見）

- 県外上流域対策で「上流である山梨県も当然実施すべき」とあるが、ここまで表現すべきか疑問あり。
- 山梨県の桂川流域の方々は、神奈川県民の水源であることの意識が低い。これを理解して頂き、汚さないというPRをしていただきたい。
- 「構成事業の考え方」や「既存事業との整理」について、分かりにくい。一般財源の既存事業を水源環境税の事業に再整理するということか。既存事業の財源を組み替えるなら、現在の一般財源が担保されるのか、削減されないのか。「事業費規模」について、説明ができるのか。ここまで書くことは心配。
- 次期も継続的に実施した方が安定した良いと思う。
- 私的な森林に、税金をこんなに投入しても良いのか疑問。地権者がもっと責任と負担を負うべき。地権者の意向により、生産しやすい森林は自分で整備するなど。
- 間伐材の搬出のジグザグ集材は旧式の方法であるが、効率の高い方法では、作業道や大型機械を入れ、地面は荒れるので、ジグザグ集材は相応の方法であり、それが無理ならば搬出しない方が良い。
- 森林塾については、県ではなく、人材を必要とする事業体が主体的に運営すべき。
- 相模湖・津久井湖の水質について、流域の汚染源がポイント。汚染源をしっかりと探すことが必要。特に県外では、汚染源対策がポイント。
- 河川・水路の自然浄化対策について、生態系に配慮した整備は評価できるが、直接浄化対策は評価できない。適用条件が不明確で、周囲の汚染源も調査されていないので、見直す必要がある。
- 県外の生活排水対策について、山梨県の桂川清流センターを高度処理化していただきたい。
- 4つ公的管理・支援の方法の仕組みについて、条件を見直して、水源かん養に役立つ縛りをきかせられないか。市町村事業で、趣旨に合致しない事例があり、ペナルティを課すべき。
- 意見書案の内容について、次のようにまとめたらどうか。
 - ・総論について、「はじめに」を設け、意見書の意味、位置付け、施策の経緯、継続すべき旨を記載。
 - ・現行課税方式の継続を記載すべき。
 - ・また、現行計画が実績を上げ、一定の役割を果たしていることを記載すべき。
 - ・水源環境税は特別な事業に充当する、という建前は継続すべき。財源の組替は慎重にして、既存事業との関係については、説明・表現の方法で分かりやすく工夫すべき。
 - ・各論部分はもっと短くても良い。各委員の意見の多くは、事業化や運用の中で対応できる。
 - ・「継続の必要性」や「既存事業との整理」は、総論の中に統合できる。
 - ・「県民参加の進展」や「県外上流域対策」は、各論の中に統合できる。

関係資料

【資料6-1】次期実行5か年計画の検討スケジュール 及び 基本的考え方

【資料6-2】次期「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に関する意見書（仮称）案

次期実行5か年計画 検討スケジュール 及び 基本的考え方

I 【次期計画策定に向けた主な想定スケジュール案】

平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討着手 ・ 県民会議から点検結果報告書（20年度実績版）の提出 ・ <u>県民会議から次期5か年計画に対する意見書の提出</u>
平成 22 年度	<p>21年度 専門委員会(1, 2月)／県民会議(3月)で検討。</p> <p>22年度 専門委員会(4月)で検討。／県民会議(5月)で確定。県に提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の意見書を踏まえて、次期5か年計画骨子案を県民会議に協議 ・ 次期5か年計画骨子案を議会に報告 ・ 骨子案に対するパブリックコメントの実施 ・ 次期5か年計画素案を県民会議に協議 ・ 次期5か年計画素案を議会に報告 ・ 素案に対するパブリックコメントの実施 ・ 自治基本条例に基づく、県と市町村との協議
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期5か年計画案を県民会議に協議 ・ 次期5か年計画案を議会に報告 ・ 次期5か年計画策定
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期5か年計画スタート

II 【基本的な考え方】

1 かながわ水源環境保全・再生施策大綱

施策大綱は、水源環境を保全・再生するための20年間の基本的考え方を示したものであり、現時点においても、その目的・理念、今後の施策展開の方向性等についての認識は変わらないため、記載されている基礎データの更新等を除き、基本的部分の修正は行わない。

2 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画

(1) 計画期間

現行計画と同様に、5年間（平成24～28年度）の計画とする。

(2) 対象施策・対象地域

ア 対象施策

現行計画と同様に、主として水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組とする。

イ 対象地域

現行計画と同様に、直接的な効果が見込まれる県内水源保全地域を主な対象地域とし、山梨県側の県外上流域対策についても、効果的な施策を検討する。また、静岡県側の県外上流域については、水質等の状況を継続的に把握する。

(3) 構成事業の考え方

現行計画と同様に、「一般的な行政水準」を超え、新たに取り組む事業及び拡充する事業。

(4) 事業費規模

現行計画と同規模の5か年で約190億円（年額約38億円程度）をベースに必要な事業を精査する。

**次期「かながわ水源環境保全・再生
実行5か年計画」に関する
意見書（仮称）**

（案）

平成22年 月

水源環境保全・再生かながわ県民会議

はじめに

1. 本意見書の趣旨

神奈川県は、県民の良質な水の安定的確保のために、平成17年度に20年間の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」を定めました。そして、施策大綱をもとに最初の5年間に取り組む「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、平成19年度から個人県民税の超過課税（水源環境保全税）による特別対策事業を推進してきました。

水源環境保全・再生かながわ県民会議は、5か年計画に位置づけられた「県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり」事業として設置され、12の特別対策事業について実施状況を点検・評価し、その結果を県民に分かりやすく情報提供する役割を担っています。

これに基づき、県民会議は、各特別対策事業とその最終目標である「良質な水の安定的確保」という効果を評価する道筋を「各事業の評価の流れ図（構造図）」として整理して、県民フォーラム等により広範な県民参加を図りながら、これまで2回（平成19年度及び20年度にわたり特別対策事業の実績を中心に点検・評価を行い、結果報告書を取りまとめ提出してきたところです。

現行の5か年計画が平成19年度から開始され、3年が経過した現時点において、県民会議としては、引き続き特別対策事業の実施状況を点検・評価するとともに、これまでの点検・評価の結果を踏まえて、次期5か年計画の検討を行うに際して、県民を代表しての意見を述べることも重要な責務であると認識するところです。

そこで私たち県民会議は、今後、県が次期5か年計画を検討するのに先立ち、次期計画の方向性について以下のように意見を取りまとめ、提出いたします。

2. 現行の施策・税制の継続

水源環境の保全・再生は、森林の保全・再生などをはじめとして自然を対象としたものであるため、短期に効果が現れるものではなく、長期にわたる継続的な取組が必要です。

前述したように、県は、20年間の取組全体を示す施策大綱の方向性のもとに、水源環境保全税を財源として平成19年度から5か年計画に基づく12の特別対策事業を推進してきました。これらの事業の進捗状況をみると、一部には計画どおり進んでいない事業もありますが、概ね順調に実施されてきております。また、長期のモニタリング調査による評価は現時点では十分に行うことはできませんが、一部の調査結果からは、事業の実施により一定の効果があつた事業もみられます。

また、財源については、水源環境保全税により、各種事業を継続的・安定的に取り組むことができました。

そこで、現行の水源環境保全税の枠組みを維持して引き続きこれを財源としながら、現行計画に基づく特別対策事業の継続を基本として必要な見直し・強化を行い、より実効ある内容で次期の5か年計画を策定して関連事業を実施していくことが必要と考えます。

1 次期計画策定にあたっての基本的考え方（総論）

1-1 かながわ水源環境保全・再生施策大綱

施策大綱は、水源環境を保全・再生するための20年間の基本的な考え方と施策の方向性を示したものです。現時点においても、その目的・理念、今後の施策展開の方向性等についての認識は変わらないため、基本的な内容の修正は必要ないものと考えます。ただし、施策大綱に記載されているデータの更新、追加等については、基礎資料として継続的に行うべきと考えます。

1-2 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画

(1) 計画期間

施策大綱に則り、次期の実行計画の期間は、現行計画と同様に、5年間（平成24～28年度）の計画とすべきと考えます。

(2) 対象施策・対象地域

ア 対象施策

水源環境保全税により実施する事業については、現行計画と同様に、主として水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組とすべきと考えます。

イ 対象地域

現行計画と同様に、直接的な効果が見込まれる県内水源保全地域を主な対象地域とし、水源環境保全・再生を支える活動の促進については、県民全体で水を守る観点から、県全域とします。

相模湖等の集水域である山梨県側の県外上流域対策は、現行計画で、山梨県と共同で施策実施のための調査を行っており、その検討状況に応じ対象地域とすることを検討すべきです。また、酒匂川の流域である静岡県側の県外上流域については、引き続き水質等の状況を把握していくべきと考えます。

(3) 構成事業の考え方

水源環境保全税により実施する事業については、「一般的な行政水準」を超え、新たに取り組む事業及び拡充する事業を構成事業の対象とする現行計画の枠組みを原則とすべきです。

一般財源で実施する事業と水源環境保全税で実施する事業との関係が複雑で、分かりにくいという意見はありますが、丁寧な説明や表現等の工夫により県民に分かりやすく対応すべきと考えます。

(4) 事業費規模

事業費規模すなわち水源環境保全税の規模については、次期計画が施策大綱に基づき策定されるものであることから、現行計画と同規模の5か年で約190億円（年額約38億円程度）をベースに検討し、必要な事業費を確保すべきです。

現行の税制における歳入の状況等については、県が実績に基づき検証し、県民会議に対し報告する必要があります。

2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）

2-1 森林関係事業

- 今後の林業労働力の質的・量的確保のため、人材育成に取り組んでいる「かながわ森林塾」について、次期計画に位置付け、適切な目標を設定すべきです。
- シカ管理と森林整備の一体的実施について、次期計画に位置付け、水源の森林づくり事業や丹沢大山保全・再生対策などの関係事業や地域に応じて、連携して取り組むべきと考えます。
- 地域水源林整備事業について、市町村が選択する整備手法により事業面積に比較して事業費が増加するため、今後はより適切な整備手法を検討する必要があります。

【県民会議委員の意見】

- 流域単位の具体的な森林配置の目標を明確に示し、森林再生50年構想と矛盾しないよう、実際の森林施業に反映させる必要がある。
- 水源の森林づくり事業の対象は私有林であるが、県有林や国有林と連携した森林整備を行うことも今後検討する必要がある。
- 私的な森林に、税金をこんなに投入しても良いのか疑問。地権者がもっと責任と負担を負うべき。
- 4つ公的管理・支援の方法の仕組みについて、条件を見直して、水源かん養に役立つ縛りをきかせられないか。
- 森林整備の人材については、かながわ森林塾で養成しても即戦力ではなく、森林組合等の雇用者側にも支援する必要がある。
- 森林塾については、県ではなく、人材を必要とする事業体が主体的に運営すべき。
- シカ管理と森林整備の一体的実施。具体的には、下層植生をモニタリングしながら、森林の間伐、シカの個体数調整、植生保護柵の設置の3つを同時に継続的に実施することが重要。
- シカ管理をはじめとする丹沢大山自然再生計画の各事業と連携して推進していくことが重要。
- 丹沢大山自然再生計画と連携した取組が必要。（特にヤマビル）
- ブナ林等の調査研究について、ブナ林等の衰退原因の解明や立地環境モニタリングの継続を通して、奥山城再生のための各種技術開発を行い、今後の再生事業に反映させることが必要。
- 県産の間伐材を搬出・利用する方法を考える必要がある。
- 間伐材の搬出のジグザグ集材は旧式の方法であるが、作業道や大型機械を入れる効率の高い方法では、地面は荒れるので、ジグザグ集材は相応の方法であり、それが無理ならば搬出しない方が良い。
- 県産木材の生産・流通・消費の循環の活性化について、間伐材のエネルギー化の検討が必要。
- 水源地域の間伐等による森林整備が、水源林の水土保持機能の向上に効果を発揮するまでには、長期間がかかることから、長期間のモニタリング調査の継続が必要。
- 津久井湖周辺の水源環境整備（遊歩道の整備）が必要。

2-2 水関係事業

- 河川・水路の自然浄化対策の整備手法について、生態系に配慮した河川・水路等の整備と直接浄化対策の手法を再検討する必要があります。例えば、汚染源（点源）対策とセットで河川・水路の自然浄化対策を実施することも一つの方法です。
- 河川・水路の整備実施箇所では水質改善効果がみられる場所もありますが、生活排水などの流入がみられる箇所もあります。引き続きモニタリング調査を実施し、整備効果の把握に努める必要があります。
- 地下水汚染箇所について、地域の状況に応じた効果的な浄化対策を実施するとともに、長期的にモニタリングを継続することが必要です。
- 公共下水道及び合併処理浄化槽の整備については、相模原市における下水道計画区域の縮小と合併処理浄化槽整備区域の拡大に伴い、それに伴った下水道普及率や整備基数の目標の見直しが必要です。

【県民会議委員の意見】

- 河川・水路の自然浄化対策について、生態系に配慮した整備は評価できるが、直接浄化対策は評価できない。適用条件が不明確で、周囲の汚染源も調査されていないので、見直す必要がある。
- 生活排水処理だけでなく、生活排水の啓発にも注力すべき。

2-3 県外上流域対策関係

- 県外上流域対策については、相模川水系上流域の森林の現況や水質汚濁負荷の状況等について山梨県側と共同調査を実施してきており、その調査結果を踏まえた効果的な森林保全対策や水質保全対策等が必要です。
- 県外上流域対策を実施する場合の事業の内容、事業量及び費用負担については、①神奈川県は行政区域を越える区域であり、②税負担を担う神奈川県民にとって広範かつ明確な公益をもたらすべき事業であること、③山梨県の既定の計画を超えて上乘せして実施する事業であること、という見地から、費用対効果も含めて慎重に検討する必要があります。
- 実施事業の効果を検証するため、モニタリング調査をすべきと考えます。

【県民会議委員の意見】

- 県外上流域対策については、直接的な森林整備対策よりも、流域材（流域単位の材）の搬出・利用の促進が必要である。
- 県外上流域対策の目的により、優先すべき対策を選択すべき。目的が水質であれば、対策は生活排水対策や農地等面源対策、水量が目的であれば、森林整備が優先される。
- 県外の生活排水対策について、山梨県の桂川清流センターを高度処理化していただきたい。
- 相模湖・津久井湖の水質について、流域の汚染源がポイント。汚染源をしっかりと探すことが必要。特に県外では、汚染源対策がポイント。

2-4 県民参加の仕組みづくり・調査関係

- 「県民参加の仕組みづくり」については、現行計画の中でこれまで県民会議が検討し、構築してきた仕組みを次期計画にも位置付け、それを基本に発展させるべきと考えます。
- 市民事業の支援については、市民事業支援制度の対象となる事業に限らず、幅広く多様な関係事業にも県民参加の要素が盛り込まれるべきです。
- モニタリング調査については、施策の評価を行うために長期的・継続的に行うべきと考えます。
- 事業の実績やモニタリング調査結果は、点検結果報告書やホームページ等の適切な方法により、県民に対して積極的に情報提供すべきと考えます。

【県民会議委員の意見】

- 県外上流域対策を決めるのは、議会や県民であり、県民参加としてパブコメが必要。
- 県民参加としてフォーラムだけでなく、事業現場を見せる機会があった方が良い。
- 市民事業支援補助金については、小規模かつ多数の団体を支援することにより、今後、市民レベルによる水源環境保全・再生の取組が広がることを期待。
- 山梨県の桂川流域に対して、神奈川県民の水源であることのPRが必要。